

【研究ノート】

E.P.ヒュース嬢と棚橋源太郎

E. P. Hous and Gentaro Tanahashi

内川 隆志*

Takashi UCHIKAWA

序

明治35年(1902)、ケンブリッジ大学女子高等師範部長の要職にあったE.P.ヒュース嬢が英国政府教育視察派遣員として、東京高等師範学校で英国における教育実践に関する講義を行った。当時の教育界の中心的教授理論であったヘルバルト主義教授法⁽¹⁾の実践的内容であったため、それを推進する東京高等師範学校では、棚橋源太郎らに16回におよぶ講義の詳細を翻訳させ、『E.P.ヒュース嬢教授法講義』を講義テキストとして上梓した。その内容には、学校博物館に関する記述が多く認められることから、後の博物館界を担う棚橋に少なからざる影響を与えたものと考え、ここにその内容を明らかにし若干の考察を加えるものである。

1. 時代背景

当時の高等師範学校では、明治5年(1872)9月の創立当初から大学南校に招聘されたアメリカ人教師M.スコット(Marion M. Scott)が庶物指(示)⁽²⁾教という欧米の先進的教育方法を実践するなど、常に教育のモデル校として斯界をリードする立場にあった。明治10年代には、同校校長高嶺秀夫がかつて米国に留学し、オスウィーゴ師範学校において学んだペスタロッチ主義の教育思想と理論を基に高等師範学校附属小学校における教育実践を行った。明治16年(1883)同校助教論若林虎三郎、同校附属小学校訓導白井毅によって刊行された『改正教授術』全五巻は、ペスタロッチ教育学の真髄を網羅した指導書として全国に波及し多大なる影響を及ぼしたのである。

明治20年代は、帝国大学のハウスクネヒト(Haus-kneht.E.)とその門下谷本富、湯原元一、

* 國學院大學考古学資料館

大瀬甚太郎によってペスタロッチ主義からヘルバルト主義教授法への転換が図られた時代背景が見られ、明治30年代に高等師範学、同附属小学校を中心にヘルバルト派のツィラー（Ziller.T.）、ライン（Rein.W.）の教授理論の研究が進み、小学校教育に実際的影響を及ぼした。棚橋源太郎が明治30年代前半に著述した『地理・歴史教授法』、『小学各科教授法』などには、5段階教授法を基本とするヘルバルト派の学説が基礎となって記述されている。このヘルバルト主義教授法は明治30年代には全国の学校教育に普及し、各府県の師範学校や小学校などにおいて盛んに研究と実践がおこなわれ、中には5段階にとらわれず3段階（予備・教授・練習）や4段階（予備・目的指示・教授・応用）など応用的な研究が実践されたのである。

棚橋源太郎は、このような教育学隆盛の時代に東京高等師範学校教諭として在任し、実際に最先端の教育理論を実践すべく教育現場で活躍していたのである。棚橋源太郎が、わが国博物館学史上にその名を知られるようになったのは明治39年（1906）1月に東京高等師範学校附属東京教育博物館主事⁽³⁾に任命され、その運営に携わって以降である。棚橋は当時、低迷のさ中であつた同博物館を改めて教育者への教育知識提供の機関と位置付け、その使命を明らかにした。すなわち、学校、家庭教育における設備の紹介や諸外国の教育現状の紹介、教育理論と実践⁽⁴⁾についての知識の普及といった内容を推進事項として謳つたのである。この点については、明治10年（1877）8月18日東京高等師範学校附属東京教育博物館の前身である教育博物館開館に際して述べられた文部大輔田中不二麿の演説にもあるように「教育一切ノ物品ヲ排置シ其得失ヲ比較シ博ク世人ノ選用ニ供スル」⁽⁵⁾もので「世人ノ模倣演繹スヘキ中外各様ノ標本ヲ公示」しているからこれらを参考に教育に生かし「世人ノ此館ニ就テ其標本ノ良否ヲ査覈シ之ヲ実施ニ試ミ文雲隆旺ノ効ヲ呈シ愈教育ノ真価アルヲ證スルニ至ラハ此館ヲ称シテ社会ノ光輝ヲ収蔵スルー大宝庫」として教育界への普及を進めていくことを強調しているとおり、基本的には教育博物館設立当初の大義を踏襲するものであつた。

棚橋が実践した具体的再興策の一つは、自ら組織した「教育品研究会」によって考案された参考資料の教育品展覧会等への貸出し業務である。主事就任以来その数を増し、それに伴って受贈資料の数も増大させていったのである。⁽⁶⁾棚橋によるこのような活性化が功を奏し、明治45年（1912）文部省は通俗教育調査委員会の決議にもとづき、東京高等師範学校附属東京教育博物館に通俗教育に関する展覧をなすべき通達を発し、第一陳列場に「通俗教育館」を公開するになどして益々その存在価値が高まつたのである。そしてついに、大正3年（1914）6月東京高等師範学校附属東京教育博物館は廃止され、文部省普通学務局内に「東京教育博物館」が設置されるに至り復権を果たすに至つた。

このように、棚橋は東京高等師範学校附属東京教育博物館主事に任命されて以降、教育博物館を媒体に全国に向けて教育そのものの普及を指向している点からいえば、近代教育のモデルルームとしての博物館作りであり、明治10年代の教育博物館が目指した方向性と重なるところ

である。何れにしても、主事時代の10年足らずの間に柵橋の教育理論の根底に博物館教育という一項が加わり、以降の人生において博物館の世界に邁進していくこととなった。その後柵橋によって広く謳われた博物館を媒体とした教育という発想は、まもなく通俗教育政策、郷土教育の流行と相俟って加速し、郷土博物館や全国の小学校や師範学校に郷土室を設置する動き⁽⁷⁾となって開花することとなる。

博物館を学校教育に取り入れるという方法は、本田益次郎・柵橋源太郎によって明治35年(1902)に上梓された『ヒュース嬢教授法講義』⁽⁸⁾にはじめて明らかにされ、実践されているところから、主事になる4年前のこのあたりにヒュース嬢から博物館教育にかかる強い影響を受けたものと見放される。

2. 『ヒュース嬢教授法講義』の内容

E.P.ヒュース嬢は、英国ケンブリッジ大学女子高等師範部長であり、明治35年(1902)1月来日し、東京高等師範学校においてその見識を16回に亘って講演したものを東京高等師範学校教授本田益次郎と同教諭柵橋源太郎が筆記記録としてまとめたものが明治35年(1902)8月に上梓された『ヒュース嬢教授法講義』である。柵橋源太郎が、学校教育の方法として博物館施設の活用を学んだ画期的な講演内容であったことはその後の動向を見れば明白である。柵橋の執筆活動は、明治27年(1894)、岐阜県尋常師範学校教諭兼訓導時代に『教育時論』第324号に岐柵生のペンネームで初出する「土筆の話」を嚆矢とする。明治32年(1899)東京移住後高等師範学校教諭となった年「尋常小学校の理科」を『教育時論』に発表、翌年明治33年(1900)には『理科教科書』全5巻を著し、「直観主義教育につきて」ほか一編を『教育』その他へ発表。同校第一部主任となった明治34年(1901)『理科教授法』を出版、「小学校における地理歴史理科の初歩教授」など10編を『教育』に発表するなど理科教育に関する論文を数多く発表するが、博物館を媒体とした教育に関するものは認められない。『ヒュース嬢教授法講義』出版後の明治36年(1903)上梓された。『尋常小学校に於ける実科教授法』⁽⁹⁾には直観教育の方法を明らかにし、実科授業のなかで1・2年生では「直観教授」、3・4年生では「郷土科」を特設して実践に移した。郷土科教授細目尋常科3学年では、「東京教育博物館の利用」を入れ、博物館学習の実践を行っていることから見てもヒュース嬢教授法に影響を受けていることが看取される。さらに前述したとおり、明治39年(1906)東京高等師範学校附属東京教育博物館主事を任命されて以降は、教育における博物館の利用という方法論を積極的に推し進めたのである。

さて『ヒュース嬢教授法講義』について、その内容について博物館教育に関する具体的な記述を抽出し具体的な内容についてみていくこととする。

本書の内容は、E.P.ヒュース嬢の講義を16回に分けて記載されているもので、内容の多くには、図書や図解、絵画を用いた教授法など英国の師範学校をモデルにした具体的な教授方法が

記載されるなど、生徒の自発を促すための様々な方策を論じており、ヘルバルト主義教授法が基本となっている。10回以降の講義内容に学校教育における博物館の必要性が頻出する。

第十回

学校内に於ける博物室及び図書室、此の問題に向かひては余は殊に重を置くものなり。其の理由は此等は本来の性質上一般に学校の教育上必要なるのみならず今日は実に単に日本のみならず英国においても一般に書籍に重を惜き過ぐるの弊あればなり殊に日本に於ては公設図書館博物館の設頗る少ければ学校内に之を設置することの必要は一層大なりとす。生徒知識取得の本源は書籍と教員に接するとの外に於て更に生徒自ら調査し研究するを得ることにあるなり。学校博物館及び図書館は実に此點に於て必要欠く可らざるものなり。図書館と博物館とを比較するとき、後者は寧ろ幼少なる児童に向かひて其の必要の度一層大なれば、余は先づ博物館につきて説く所あらんとす。

学校博物館設置の必要なる理由にも二あり。第一は生徒自らをして実際に調査し研究せしむる上に必要なり。第二は生徒をして学校博物館につきて實際的に之を利用する方法を学ばせしめ、以て他日公設の博物館を利用することを得しむる上に必要なり。今や西洋の各国にては、公設の博物館は続々として新設せられつつあるが故に、之が利用の方法を知らしむることは最も必要のことに属す。世の教員中には往々学校博物館の設置に向ひて反対するもの無きにあらず。而してその理由とする所は主として経費の點にあり。然れども余は経費を多く用ひて造りたる如き学校博物館は却りて価値なきか故に此の如きものには余も亦其等の教員と共に賛成する能はざる可し。何となれば品物を多く集むることは固より必要なれども、毫も金銭にてこれを購入するの必要なければなり。余にして若し教育上の法令を制定せしむる如きことあらんか。余は総ての学校は其の設立後満一カ年間に必ず博物館を設くべし、然らざれば其の設置を許さざることと規定せんとす。何となれば此の如きは容易に実行され得る事業なれば成り。博物館の新設に当たりては金銭を要すること誠に少し。然れども其の労力を要することは頗る大なり。即ち生徒は主として自ら其の物品を集めざるを得ざるべく、而して教員は其の生徒の集めたる物品の整理等につき頗る考慮を費さざる可らず。故に余の会て言ひし所の、所謂教員をして自ら研究を廢して墮落することを防かしむるの利益あり。此の如く学校博物館は、教員と生徒との両者の共働きによりて成り、又両者に向かひて頗る重要なりとす。

公設博物館と学校博物館とは、根本的に於て両者相同しからざる点あり。即ち前者は可成古きもの珍しきもの価の貴きもの等を集め、以て公衆の縦覧に供せんとするに反して、学校博物館においては最も普通なる最も廉価なる苟も一步を戸外に移せば何程にても直に集め得べきが如きものより成れるにあり。文法教授に於ても概則に対して除外例ありて、先ず一般的の概則より始めて、漸次除外例的のものに及ほすべきが如く、博物研究に於ても亦先ず

最も普通一般なるものを示し、漸次珍奇なる及ほすべきなり。

既に述べし如く、学校博物館に具ふる所の品物を集めしむるに当たりては、金錢を以て之を購入せしむることは余の最も不賛成を唱ふる所なり。何となれば生徒をして自ら集めしむること其れ自身が頗る有益なればなり。生徒自らをして之に当たらしむるときは、児童は此は自分等の作りたる共有物なりとの感を起し、又之を作るために得れたる修練は他の事業を為す上に大なる補助たらしむることを得べし。

余の見たる所の英国の一学校には頗る善く整頓されたる一博物館あり。其の組織は一個の大なる玻璃製の箱ありて生徒の集め来りたる物品は一旦先づ悉く日附の書かれたる紙片をこれに附して其の内に収めしむるなり。此くて一カ月の終に至り生徒の代表者即ち博物館委員とも稱すべきものと協議し其の内に移し、而して其の他の陳列するの必要なしと認めたるものは之れを其の携へ来りたる所の児童に返附するなり。而して其の博物館に収容したる所の物品の整頓上には最も深き注意を以て善く之れを整理し常に清潔に保たるるなり。而して其の陳列品には悉く名称採集の年月日を記載したる張札を附け博物館委員は此等陳列品の総目録を調整し其の内に各物品に関する詳細なる記載と説明とを記入せり。又其の陳列品の研究上に必要な参考書類の目録ありて其の参考書は別に図書館内に備へられたり。

学校博物館の新設に当り吾人の必ず依らざる可らざる原則三あり。即ち其の第一は必要の物品のみを陳列し、而して其の他の物品は宜しく之れを別に保存し、以て課業上必要の生したる毎に之れを取り出して示すべきなり。第二は物品の排列をして其の当を得しむることなり。ロンドンに有名なる一博物館あり、余一日往きて之れを見たるに、余をして深く感せしめたるものあり。余は固より博物学に対し特に深き興味を有せざるも、其の物品の排列方につき痛く嘆賞せざるを得ざらしめたり。此の種の博物館は固より専門の学者のためにするものにあらずして、通常人のためにするものなれば、之れが排列上には特別なる考慮を要す。余は其の具さに考慮を用ひて巧に陳列されたる所の此館を見て、其の世人に与ふる所の公益の実に偉大なるべきを悟りたり。第三は何時にも生徒の自由に之れを見ることを得る様にすることなり、尚ほ此の外に課業上必要ある場合には、臨時に或る特別の物品のみを集めてみせしむることあるを要す。学校博物館は以上述ぶるが如き方法によりて之を新設すれば、殆ど費用を要することなく其の購入を要するものとは僅に戸棚箱等に過ぎざるべし。これ亦日本の如く労働の頗る廉価な国にありては、余は餘り多くの経費を要せざることを信するなり。

第十一回

前回は要目の第二十五項より第三十二項に至る間を講了せり。故に今日は第三十二項より始むべし。其の問題は即ち学校博物館に収容すべき物品に関してなり。余の意見にては館内に陳列すべき物品は外界の實際世界に現存する通常の品物の見本たることを得しめざる可ら

す。此の如くして学校博物館を以て世界其れ自信は一の大博物館に外ならざることを教ふる機関に供すべし。故に学校博物館の新価は外界を其のままに人工的に学校内に容ることを得たると否とによりて決す。生徒に命じて一物品を携へ来らしめば、則ち此の物品を圍みたる外界の事情は果して如何なりしか其の自然界に於ける實際の状態は果たして如何なりしかを、正しき想像を用ひて理会せしめんことを勉めざる可らず。要は学校博物館を通し、生徒をして自然界に接近せしめんとするにあり。元來生徒は永久教員の側に留り得べきものにあらざれば早晩必ず辭し去るの時至るべし。之れに反して自然は永久生徒と相離るゝことなく、且之れに対し種々の疑問を發するときは一々能く之れに答弁を與ふる所の良教師なり。故に博物館は生徒をして自然を教師とし、之に問ひ之より答弁を求め、以て自ら学ぶことを得るに至らしめんがための機関として用ふべきなり。(後略)

第十五回

(前略) 余嘗て英国の一村落に至り、私設の歴史博物館を參觀して深く自ら感動し利益したることあり。此の歴史博物館は其の村に住せる博学にして思慮ある一人の医師の手に依りて建てられ、無学なる村民に歴史上の知識を與ふるを以て目的とせり。其の組織は各世紀毎に一個づゝの戸棚を設け、これを数階段に区画し、其の最上部には黑板を備へて其の一世紀間に於ける史上の偉人物の名などを列記し、其の下の段は純粹の歴史博物館にして、内に該世紀間に於ける貨幣刀劍等の遺物を陳列し、其の下の段には該世紀間に於ける事物を書きたる絵画の類を蔵し、其の下の段には該世紀間の有名なる書籍を収容せり。余はこれを見て其の善く整頓せるに感じ、同時に頗る有益なる教訓を得たり。(略)

第十六回

前回の講義に於て述べたる所の歴史博物館の組織は、直に移して学校の歴史教授上に適用することを得べし。何となれば歴史の教授は生徒をして単に教員の授けたる事実を記憶せしむるに止らず尚ほ児童をして自ら進んで思考し調査し研究せしめざる可らざればなり、従ひて学校にも亦歴史博物館歴史図書館を設くるの必要を生ず。此等の設備なければ眞の歴史教授を行ふこと能はざるべし。余は遺憾ながら日本の歴史に通せざれば英国の歴史につき少しく例證するところあらんとす。歴史の教授に當りて歴史博物館に備ふる絵画を示すことは、生徒をして其の知識を明瞭ならしむる上に非常なる効あり。ここに例へば二枚の絵画を示すと假定せよ。一は即ち十三世紀に於ける英国紳士の家屋にして、他の一は即ち廿世紀に於ける英国紳士の住宅の絵画なり。十三世紀に於ける紳士の家屋は勿論城郭にて、其の周囲には深き濠渠を繞らし、濠渠に架せる釣橋あり濠渠に沿ふて巖しき胸壁あり、胸壁の此処彼処には弓を射るがための小さき窓穿たれ、城の中央に一個の高塔の屹然として立てるを見るなり。之に反して現世紀に於ける紳士の家屋は、数多の大なる窓ありて上下各所に穿たれ、且数多の戸口は直に街路に面して開かるるを見るなり。此の両者を比較せしむるときは児童は直に

大に悟る所あらん。即ち十三世紀に在りては其の城郭の周囲に必ず数多の外的ありしこと、並に当時の政府の無能にして、今日の政府が人民を保護するが如くなる能はざりしことを自ら発見せしむるに足るべし。

巻頭に棚橋源太郎・本田益次郎によって著された「教授法講義要目」には、本書の内容要約として博物館を利用した教授法として以下の内容が記載されている。

- 二五、博物館及図書館は、近時の教授上の思想に従へば、学校の極めて重要な機関なり。
- 二六、博物館は教育の初歩の段級に向ひて特に最も重要なるに反して、図書館は高等の段級に向ひて特に最も重要なると雖ども、兩者共に凡ての段級に向ひて欠く可らず。
- 二七、学校博物館及学校図書館の一目的は、児童をして公立博物館及び公立図書館を有益に使用する方法を知らしめんとするにあり。
- 二八、教育上の目的に用ふる学校博物館が、根本的に普通の博物館と相同じからざる所は、其の珍奇にして此類なきが如き品物を排して、寧ろ普通にして広く存するが如きものを取るにあり。
- 二九、良好なる学校博物館は経費を要すること少なしと雖ども、生徒に対しては多大の労力を要し、教師に向ひては多大の思考を求む。
- 三十、学校博物館は永久部、定期部、及び臨時部の三者より組織することを得ば便利なるべし。
- 三一、学校博物館の永久部は注意して排列し、及び之が目録を作り、不用のものは一物も収むべからず。而して参考の小文庫をも供ふべし。
- 三二、博物館は保存上に留意し、且つ教師指導の下に児童をして、全然之が保管に当らしむべし。
- 三四、学校博物館内の陳列品は外界に於ける普通なる標品にして、主として児童に、世界は彼等に取りて一大博物館に過ぎざること、及び巧に之を利用する方法を教へんが為に有用なり。

本書に記された博物館に関する内容を整理すると、

1. 文字（教科書）に偏重した教育方針を排除し、学校内に図書館、博物館を設置することが重要である。
2. 学校博物館と普通博物館の相違点を明らかにすると学校博物館は、社会や家庭に普通に存在するものから学習の機会を生徒に与えるところにある。したがって高価な資料を購入して展示に供するものではなく、生徒自らが集めたものを教員が生徒と協力して整理し、展示するところに意味がある。つまり、生徒の自発的な学習を支援するところに学校博物館の存在価値がある。
3. 学校博物館新設の三原則は、

- (1) 必要最小限を展示し、その他の資料は保存に供し必要に応じて活用する。
- (2) 展示方法（排列法）を充分考慮し、教育効果の高いものとする。
- (3) 自由に見ることができ、必要に応じて特別展を催す。

の大きく3点に重きが置かれ、学校教育の中での博物館の位置付けがなされたものであり、ここに記された学校博物館づくりの方法論は、後に東京高等師範学校附属東京教育博物館の中で応用されることとなる。展示内容⁽¹⁰⁾をみても第1陳列場には、家庭幼稚園用品・教室および生徒用品・賞品、終身国語算術教具・体操図画手工裁縫教具・音楽歴史教具・理科教具等が、第2・第3陳列場には、机・腰掛・学校建築・博物教具・理科教具・数学教具・地理歴史教具・体操教具・音楽用具・図画教具・実用教育用品・教育歴史品等が、特別室には教育品と外国の生徒成績品が展示されるなど、従来からの展示資料である教具に加え生徒の手になる収集品や作品が展示され教育の一助となっていたことが明かである。

棚橋は、明治42年（1909）教育学ならびに博物館学研究にドイツ・アメリカに留学し、彼国の博物館にかかるとの制度や展示技法などを学んで帰国し、明治45年（1911）に明治政府の通俗教育普及政策によって東京高等師範学校附属東京教育博物館に置かれた「通俗教育館」⁽¹¹⁾で、理科教材の参加形展示の活用などドイツで学んだ新しい展示技法などを試みている。

東京高等師範学校附属東京教育博物館は、大正3年（1914）には文部省の所管となり名称を東京教育博物館とし、棚橋は館長事務取扱となる。そして大正6年（1917）5月東京教育博物館長となり戦前戦後を通して社会教育行政他各方面に携わり、わが国博物館学の泰斗として活躍したことは多くの論を待たない。

註

- (1) ヘルバルト主義教授法は、5段階教授法を小学校の授業にいかにも実践的に適用するかに意を用いた。5段階教授法とは、ヘルバルトやツィラーによる児童の認識過程に関する段階説を、ラインが教授法の手段に置換したもので1. 予備 2. 提示 3. 比較 4. 統括 5. 応用の5段階からなるものであった。高等師範学校を中心に小学校における具体的教案を5段階に構成する方法が盛んに研究され、各教科における多くの教科書が刊行された。
- (2) 庶物指教は、これまでの文章の暗記や言葉の詮索に終わる旧来の教育方法に対する反省から、可能なかぎり様々な物（庶物）に触れさせたり、標本や図絵など具体的なものを通して、事物や現象を自発的に探求させ理解させようとする直感主義教育思想の産物である。リアリズムを追求したペスタロッチ教育学が米国経由で明治初年のわが国教育界にもたらされた。
- (3) 教育博物館の歴史は、明治5年（1872）文部省が設置した湯島の旧昌平校内大成殿に博物局観覧場を設けたことに遡る。明治6年（1873）のウイーン万国博覧会に参加、同年3月に出品のため全国各地から集めた品物や万国博覧会会期中に入手したものを加えて博覧会事務局の管轄となった。明治8年（1875）2月には文部省の所管に戻り、名称を「東京博物館」とし、明治9年（1876）6月頃その拡張計

画が決定、同年7月より新館建設に着手、明治10年（1877）3月に完成した。拡張計画段階では、名称を「学術博物館（場）」との提案もなされたが、最終的には「教育博物館」に落ち着き、明治10年（1877）1月に改称された。

教育博物館設置の直接的な契機は、明治9年（1876）5月から11月まで開催されたフィラデルフィア博覧会の参加に伴う文部省視察（団長 田中不二麿・中督学 畠山義成・六等出仕 阿部泰藏・八等出仕 手島精一・九等出仕 出浦力雄の5名）と文部省学監ディビッド・マレー（David Murray）が調査した先進的な世界の教育事情からの影響が大きい。同博覧会では19世紀後半における科学技術の進歩と教育の普及を主たる展示内容とし、教育関係は中心館に設けられ各国の教育制度・専門教育・女子教育・障害者教育・教材・教具・図書館・博物館・美術館等学校教育と社会教育の全分野に互るものであった。この世界の教育事情の紹介は『米国百年期博覧会教育報告』（1877 1月文部省刊）やモルレーのリポート『慕邇矣稟報』（1877 3月文部省刊）に詳しく述べられている。前者には、諸外国の教育博物館に関する記述が述べられ、後者にはその必要性が盛込まれている。

さらに、博覧会の際に開催された世界の教育者会議席上でカナダ代表に勧められたトロント博物館の視察も大きく影響している。田中不二麿はその印象を「其實際を観察せしに、秩序整備し、規模亦壮大にして、各種教育の論説、学校管理の方法、校舎の設計図案、諸般の標本、教科書、器具、諸生徒事業成績より、幼稚園児童の遊戯品、玩具に至るまで、苟も教育に関せる須要の事物は、細大網羅せざるは無く、一度其内へ入るや、百般の研究、参考に資すべく、甲乙の良否亦指顧の間に選択するを得べし。因って予は此挙を賛し、遂に費府博覧会に出陳せる彼我の物品を互に交換するを約したりき。」（田中不二麿 1907「教育瑣談」『開国五十年史』上巻復刻本 1970 原書房 738頁所収）

教育博物館は明治14年（1881）7月「東京教育博物館」と改称され、館長手島精一の手腕によって理科教育の振興がなされたが、明治10年代の末から急速にその制度的扱いと実質的な存在に陰りをみせはじめた。明治18年（1885）6月には、制度的には東京図書館へ合併され、明治19年（1886）には文部省総務局の所管となり館長制の廃止、さらに明治22年（1889）3月、東京図書館から分離され、4月から「高等師範学校附属東京教育博物館」と改められた。同年7月新設間もない東京美術学校の校舎に充てるため、その施設を引き渡し湯島の旧聖堂内へ移され、この時点で純然たる教育用品のみを残し、多くの収蔵品は上野の帝国博物館へ移管された。このような急激たる制度的改変と撤退は、明治18年（1885）に文部大臣に就任した森有礼の方針によるものであったといわれている。明治35年（1902）高等師範学校が東京高等師範学校に改称するに伴い「東京高等師範学校附属東京教育博物館」となった。

- (4) 棚橋源太郎 1906「教育博物館」『教育研究』28号
- (5) 「教育博物館開業ノ日 文部大輔田中不二麿演述スル所アリ今之ヲ採録ス」1877『教育雑誌』47号
椎名仙卓 1988『日本博物館発達史』雄山閣 47頁～48頁
- (6) 椎名仙卓 1988『日本博物館発達史』雄山閣 137頁 表19
- (7) 内川隆志 1990「郷土教育の変遷・一明治～昭和初期の郷土教育一」
『國學院大學博物館学紀要』第15輯 國學院大學博物館学研究室
内川隆志 1994「郷土教育の変遷・一昭和初期の郷土教育と博物館一」
『國學院大學博物館学紀要』第19輯 國學院大學博物館学研究室

- (8) 本田増次郎・棚橋源太郎 1902 『ヒューズ嬢教授法講義』山海堂書店
- (9) 棚橋源太郎 1903『尋常小学校に於ける実科教授法』金港堂書籍
- (10) 註6 146頁～150頁
- (11) 通俗教育は、明治18年（1885）文部省職制中の学務第3課の管掌事項中に「師範学校小学校幼稚園及通俗教育ニ係ル事」とあることや明治21年（1888）4月大日本教育会が機構改革を実施し、調査研究事業10部門の一つに「通俗教育部門」を設置、審議事項に「通俗ノ図書玩具演芸其他風教上ニ関スル事」を掲げており当時の通俗教育の一内容が推定されることである。しかし、日露戦争以前には具体的施策としての通俗教育は、ほとんど行われなかったに等しい。

日露戦争、大逆事件の後、国民思想の健全化を図るため社会教育の奨励を得策とした明治政府は、「醇良なる国民的精神」の涵養を目的に通俗教育の名において様々な社会教育施策が推進された。明治43年（1910）9月、小松原英太郎文部大臣は地方長官宛に内訓を發し「国家教育ノ本 旨ヲ貫徹センコト」を指示。特に本旨第4項では、小学校を教化の中心とするべく、学校長及び教員は「地方ニ於ケル文化ノ先導者タルヲ自覚シ」「社会教育ノ普及発展ヲ期ス」ことを求めた。

明治44年（1911）5月17日勅令第165号によって、「通俗教育調査委員会官制」が公布された。通俗教育調査委員会官制（明治44・5・17勅令第165号）

第一条 通俗教育調査委員会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ通俗教育ニ関スル事項ヲ調査審議

第二条 通俗教育調査委員会ハ文部大臣ノ命ニ依リ通俗教育ニ関スル講演又ハ材料ノ蒐集及製作ヲ為ス

第三条 通俗教育調査委員会ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条 委員長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五条 委員ノ任期ハ三年トス

第六条 委員長ハ会務ヲ整理シ会議ノ議長ト為ル

委員長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ事務ヲ代理ス

第七条 通俗教育調査委員会ニ幹事ヲ置キ文部大臣ノ奏請ニ依リ文部省高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 通俗教育調査委員会ニ書記ヲ置キ文部省判任官中ヨリ文部大臣之ヲ命ス
書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

委員構成は、直轄学校長4名、同教授4名、官吏3名、議員4名、教育会役員1名、雑誌記者2名、新聞記者8名の計26名で、委員長に文部次官岡田良平、幹事に普通学務局長田所美治が就任した。委員には手島精一、田中館愛橘、新渡戸稻造などが任命された。田所美治は、ドイツの「通俗教育拡張会」（die Gesellschaft für Verbreitung von Volksbildung）モデルに基本的な事業方針の原案を立て、明治44年（1911）6月2日第1回会議を開き「調査及施設方針」を決定した。

1. 通俗教育調査委員会に於ては最有効適切なる通俗教育の方法及び事業を調査し且之を施設すること
2. 通俗教育に関する講演者を派遣し又は紹介を為すこと

-
3. 講演の資料を蒐集編集して之を配布すること
 4. 通俗教育に使用すべき幻灯の映画及活動写真の活動画を選定し又は之を施設すること
映画及び活動画の説明書を編纂すること
 5. 映画及び活動画を備へ置き要求に応じ之を貸付すること
 6. 通俗教育上有益なる読物を選択して広く図書館に通知すること
通俗教育上必要なる読物を編纂すること
通俗教育上必要なる読物の懸賞募集を為すこと
 7. 通俗図書館巡回文庫及び其他各種有益なる展覧事業等の普及改善及び利用を図ること
図書列品の選択購入等に関しては成るべく便宜を与ふること
 8. 本邦及び歐米諸国に於ける通俗教育に関する施設を調査すること
調査の結果は之を配布し通俗教育に関する施設上の参考に供すること
 9. 通俗教育に関する講演会を開催すること
通俗教育館は、7条に記載されている「他各種有益なる展覧事業等の普及改善及び利用を図る」社会教育施策として東京高等師範学校附属東京教育博物内に設置され、通俗教育推進の一翼を担ったのである。